

報道資料

令和 8 年 8 月 4 日

1	件 名	中学校給食費の徴収誤りについて																																						
2	日 時	令和8年7月31日（金）～8月3日（月）																																						
3	場 所																																							
4	内 容	(1) 経緯 7月31日（金）に、就学援助認定者から教育委員会事務局に電話に連絡があり、本来徴収しない就学援助認定者から給食費の引き落としがあったことが判明した。 (2) 件数と金額 579件（520世帯）270万6,980円 (3) 発生した原因 就学援助の認定については、毎年6月末に決定しており、通常、4月分と5月分の2か月の給食費については、5月と6月に保護者の口座から引き落としを行い、認定決定後である8月に就学援助として支給している。 認定決定後の徴収となる6月分給食費については、就学援助費から給食費へ振替処理を行うことから、口座からの7月引き落としを停止すべきところ、担当者の認識誤りにより、口座引き落としを停止する手続きがなされなかったもの。 【就学援助（給食費全額援助の場合）】 <table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td></tr><tr><td rowspan="2">従来の 事務処理</td><td>就学援助</td><td></td><td>認定 (6月末)</td><td></td><td>4、5月分支給</td></tr><tr><td>給食費</td><td>4月分 (5月末引落)</td><td>5月分 (6月末引落)</td><td>6月分 援助費から振替 (口座引落停止)</td><td></td></tr></table> <table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td></tr><tr><td rowspan="2">今回の 事務処理</td><td>就学援助</td><td></td><td>認定 (6月末)</td><td></td><td>4、5、6月分支給</td></tr><tr><td>給食費</td><td>4月分 (5月末引落)</td><td>5月分 (6月末引落)</td><td>6月分 (7月末引落)</td><td></td></tr></table>						4月	5月	6月	7月	8月	従来の 事務処理	就学援助		認定 (6月末)		4、5月分支給	給食費	4月分 (5月末引落)	5月分 (6月末引落)	6月分 援助費から振替 (口座引落停止)			4月	5月	6月	7月	8月	今回の 事務処理	就学援助		認定 (6月末)		4、5、6月分支給	給食費	4月分 (5月末引落)	5月分 (6月末引落)	6月分 (7月末引落)	
	4月	5月	6月	7月	8月																																			
従来の 事務処理	就学援助		認定 (6月末)		4、5月分支給																																			
	給食費	4月分 (5月末引落)	5月分 (6月末引落)	6月分 援助費から振替 (口座引落停止)																																				
	4月	5月	6月	7月	8月																																			
今回の 事務処理	就学援助		認定 (6月末)		4、5、6月分支給																																			
	給食費	4月分 (5月末引落)	5月分 (6月末引落)	6月分 (7月末引落)																																				

誤認識

(4) 対応状況 (7月31日(金)から8月3日(月)まで)

対象の保護者に対し、お詫びと早急に返金処理を行うこと、併せて再発防止について電話にて連絡をした。

ア 対応件数

電話連絡済 526件(472世帯)

7月31日(金) 415件

8月1日(土)・3日(月) 111件

留守・不通 53件(48世帯)

8月3日(月)に電話連絡と同様の内容文書を送付済み

イ 今後の措置について

① 対象の保護者への返金は、8月末を目途に行う。

② 電話での問合せがあった場合は、引き続き対応する。

【市長コメント】

不適切な事務処理により、保護者の皆様に御迷惑と御心配をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。今後、このようなことの無いよう、確認作業を徹底し、再発防止に努めてまいります。

5 出席者

6 問い合わせ

【給食費に関すること】

教育委員会事務局 教育総務課 学校管理担当
(電話：083-934-2859)

【就学援助に関すること】

教育委員会事務局 学校教育課 学務担当
(電話：083-934-2862)